

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成30年10月10日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

国民年金関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800103号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1800034号

第1 結論

昭和59年1月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年1月から昭和61年3月まで

私は、昭和59年1月頃に母の勧めにより国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したのに、請求期間が国民年金の未加入期間とされ、保険料の納付記録がないことに納得できない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和59年1月頃に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、請求者の国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という。)は、A年金事務所から提出された記号番号払出簿及び請求者の国民年金被保険者資格記録に係るオンライン記録の入力処理年月日(昭和63年4月5日)により、請求期間後の昭和63年3月頃に払い出されたと推認できることから、請求者は、この頃に初めて国民年金の加入手続を行ったと考えられ、請求者の主張と相違する。

また、請求期間において、請求者の夫は厚生年金保険に加入しており、配偶者である請求者にとって、国民年金被保険者資格を取得するためには、本人の申出が必要であり、その申出日に任意加入被保険者資格を取得できる期間であるところ、請求期間は、国民年金の未加入期間であり、制度上、未加入期間は国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、請求期間の国民年金保険料を納付するためには、請求者に別の国民年金番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、上記国民年金番号とは別の国民年金番号を確認することはできない。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。